

海外遺伝資源の試験・分析使用に関する同意書

1. 株式会社テクノスルガ・ラボ(以下「当社」という。)は、海外遺伝資源の試験・分析を当社に依頼する者(以下「依頼者」という。)が、「本同意書」および、当社指定の依頼書に記入し、当社が依頼の内容を適当と認めた場合、当該依頼者から依頼された試験・分析を行うものとする。
2. 依頼者は、海外遺伝資源を「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」を遵守し、入手した事に同意する。
3. 依頼者は、海外遺伝資源が日本国および、該当の遺伝資源提供国の法令、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」(以下「ガイドライン」という)、諸規則等の法令に遵守し、本依頼内容に関して生じた、提供国や日本国内法に対するすべての責任は、依頼者が負う事に同意する。
4. 依頼者は、ガイドラインに基づき、附属書1「海外遺伝資源の試験・分析の指定範囲」にて当社が指定する範囲の試験・分析の依頼ができる事に同意する。
5. 依頼者は、本同意書の同意内容に齟齬が生じた場合すみやかに当社へ通達するとともに、是正を行う事に同意する。
6. 当社は、本同意書の受領後であっても、該当の海外遺伝資源が、本同意書内容に違反し、その是正が困難であると判断した場合、依頼者の同意なく試験・分析を中止できるものとする。
7. 依頼者は、当社が指定する範囲の試験・分析を依頼する場合、当社が提示要求する遺伝資源提供国との事前同意と遺伝資源供給者との契約を確認できる内容を書面にて提示する事に同意する。

名古屋議定書の国内措置 (ABS 指針) より

※遺伝資源の定義・・・遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物、その他に由来する素材であって現実の又は潜在的な価値を有するものをいう。

※遺伝の機能的な単位・・・遺伝形質を規定する因子であって、形質に係る遺伝情報を世代を通じて受け継ぐ機能を有するものを意味し、具体的には遺伝子(生物の個々の遺伝形質を発現させる元になるデオキシリボ核酸(DNA)及びリボ核酸(RNA)の分子の特定の領域)を指す。

署名日： _____

住所： _____

会社名： _____

氏名： _____ 印